

# 平成 29 年第 4 回さくら市議会 定例会提案理由説明書

## 説 明 書 目 次

番号	項 目 名	ページ
1	専決処分の承認を求めることについて（平成 29 年度さくら市一般会計補正予算（第 2 号））	P 1
2	さくら市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第 10 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例の廃止について	P 2
3	さくら市工場立地法第 4 条の 2 第 1 項に規定する緑地面積率等に係る準則を定める条例の制定について	P 2
4	さくら市国民健康保険税条例の一部改正について	P 3
5	さくら市行政財産使用料条例の一部改正について	P 3
6	さくら市道路占用料徴収条例の一部改正について	P 3
7	さくら市公共物管理及び使用料条例の一部改正について	P 4
8	さくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する条例の一部改正について	P 4
9	平成 29 年度さくら市一般会計補正予算（第 3 号）	P 4
10	平成 29 年度氏家都市計画事業上阿久津台地土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）	P 5
11	平成 29 年度さくら市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）	P 6
12	平成 29 年度さくら市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）	P 6
13	平成 29 年度さくら市水道事業会計補正予算（第 1 号）	P 7
14	指定管理者の指定について	P 7
15	専決処分事項の報告について（平成 28 年度橋梁上部工事（市道 K2012 号）請負契約の変更）	P 8
16	専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定）	P 8
17	人権擁護委員候補者の推薦について	P 9
18	議案説明資料 参照法令等	P 10

番号	項 目 名	ページ
19	さくら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案新旧対照 条文	P 13
20	さくら市行政財産使用料条例の一部を改正する条例案新旧対照 条文	P 14
21	さくら市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案新旧対照 条文	P 15
22	さくら市公共物管理及び使用料条例の一部を改正する条例案新 旧対照条文	P 20
23	さくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に 関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 25

ただいま上程されました議案等の概要について御説明申し上げます。

今回提出いたしました付議事件は、条例 7 件、予算 5 件及びその他の議案等 5 件であります。

議案第 1 号は、専決処分の承認を求めることについてであります。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分をした事件について、同条第 3 項の規定により議会にこれを報告し、承認を求めるものであります。

その概要についてご説明申し上げます。

専決処分第 8 号は、平成 29 年度さくら市一般会計補正予算(第 2 号)であります。

今回の補正予算は、既定予算額に 1,652 万 9 千円を追加し、予算の総額を 174 億 4,960 万円といたしました。

歳入では、15 款県支出金で、衆議院議員選挙費 1,652 万 9 千円を追加し、計上いたしました。

歳出では、2 款総務費で、衆議院議員選挙費 1,652 万 9 千円

を追加し、計上いたしました。

議案第 2 号は、さくら市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第 10 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例の廃止についてであります。

本案は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律が改正され、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の施行に伴い、地域準則を新たに制定する必要があるため、条例を廃止するものであります。

議案第 3 号は、さくら市工場立地法第 4 条の 2 第 1 項に規定する緑地面積率等に係る準則を定める条例の制定についてであります。

本案は、議案第 2 号において廃止するさくら市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第 10 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例に代えて、緑

地面積率等に係る準則を定めるため、条例を制定するものであります。

議案第4号は、さくら市国民健康保険税条例の一部改正についてであります。

本案は、本案は、国民健康保険事業の健全・適正化を図るため、保険税の課税限度額を改正するものであります。

議案第5号は、さくら市行政財産使用料条例の一部改正についてであります。

本案は、電気通信事業法施行令の一部改正に伴い、引用部分の条ずれに対応するため、所要の改正を行うものであります。

議案第6号は、さくら市道路占用料徴収条例の一部改正についてであります。

本案は、道路法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、

同政令の単価に準じている道路占用料の改正を行うため、所要の改正を行うものであります。

議案第 7 号は、さくら市公共物管理及び使用料条例の一部改正についてであります。

本案は、道路法施行令の道路占用料の単価を準用している公共物使用料について、同政令の一部を改正する政令の施行に伴い、公共物使用料の改正を行うため、所要の改正を行うものであります。

議案第 8 号は、さくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する条例の一部改正についてであります。

本案は、支給認定証を任意交付化することにより、保護者の負担軽減を図るため、所要の改正を行うものであります。

議案第 9 号は、平成 29 年度さくら市一般会計補正予算（第 3 号）であります。

今回の補正予算は、既定予算額に 2,619 万 8 千円を追加し、  
予算の総額を 174 億 7,579 万 8 千円とするものであります。

歳入の主なものは、14 款国庫支出金で、障害児施設措置費負担金 1,818 万 3 千円、17 款寄附金で、ふるさとづくり寄附金 1,350 万円を追加し、それぞれ計上いたしました。

歳出の主なものは、2 款総務費で、桜の郷づくり事業費 230 万円、マイナンバー制度導入事業費 401 万 8 千円、3 款民生費で、介護給付・訓練等給付事業費 4,804 万 4 千円、6 款農林水産業費で、喜連川青空市場維持管理事業費 1,878 万 5 千円、10 款教育費で、児童生徒就学援助事業費 223 万 4 千円を追加し、それぞれ計上いたしました。また、職員の人事異動等の調整に伴う人件費を、該当科目にそれぞれ計上いたしました。

第 2 表繰越明許費は、喜連川青空市場維持管理事業で、アスベスト処理に所要の期間を要することが判明し、年度内に工事の完了が見込めないことによるものであります。

第 3 表債務負担行為の補正は、広島平和記念式典中学生派遣事業ほか 3 件を追加するものであります。

議案第 10 号は、平成 29 年度氏家都市計画事業上阿久津台地

土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）であります。

今回の補正予算は、既定予算額から224万1千円を減額し、予算の総額を5億9,535万2千円とするものであります。

歳入では、3款繰入金で、一般会計繰入金224万1千円を減額、歳出では、1款土地区画整理事業費で、職員人件費224万1千円を減額し、それぞれ計上いたしました。

議案第11号は、平成29年度さくら市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）であります。

今回の補正予算は、既定予算額から159万9千円を減額し、予算の総額を12億4,291万8千円とするものであります。

歳入では、4款繰入金で、一般会計繰入金159万9千円を減額、歳出では、1款下水道管理費で、職員人件費159万9千円を減額し、それぞれ計上いたしました。

第2表債務負担行為の補正は、<sup>おすいます</sup>汚水柵設置等業務委託を追加するものであります。

議案第12号は、平成29年度さくら市介護保険特別会計補正予算（第1号）であります。

今回の補正予算は、既定予算額に 107 万 7 千円を追加し、予算の総額を 28 億 5,151 万 4 千円とするものであります。

歳入の主なものは、8 款繰入金で、事務費繰入金 67 万 5 千円を追加、歳出の主なものは、1 款総務費で、介護保険事務 116 万 1 千円を追加し、それぞれ計上いたしました。

議案第 13 号は、平成 29 年度さくら市水道事業会計補正予算（第 1 号）であります。

今回の補正予算は、予算第 2 条収益的収入及び支出の予定額について、支出予定額の第 1 項営業費用として 57 万 8 千円を減額、また、予算第 3 条資本的収入及び支出の予定額について、第 1 項建設改良費に 3 万 1 千円を追加し、それぞれ計上いたしました。

予算第 4 条債務負担行為の補正は、水質検査業務委託ほか 2 件を追加するものであります。

議案第 14 号は、指定管理者の指定についてであります。

本案は、喜連川児童センターの指定管理の期間が平成 30 年 3 月 31 日で終了するため、新たに平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日まで、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社に行わせるにあたり、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるものであります。

報告第 1 号及び報告第 2 号は、専決処分事項の報告についてであります。

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により市長において専決処分することができるものとして、議会の議決により指定を受けた事項について専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により議会に報告するものであります。

報告第 1 号は、議会の議決を経て締結した工事請負契約の契約金額 5 パーセント以内の変更契約について専決処分をしたものであります。

報告第 2 号は、100 万円以下の損害賠償の額の決定及び和解について専決処分をしたものであります。

諮問第1号は、人権擁護委員候補者の推薦についてであります。

現委員の上野うえのきくこ子氏が平成30年3月31日をもって任期満了となるため、新たに小野おの恵え美み子こ氏を人権擁護委員候補者に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

以上が、今回提出いたしました議案等の概要であります。

何とぞ慎重御審議のうえ、議決されますようお願い申し上げます。

## 【議案説明資料】

参照法令等

### ◎ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）（抄）

（議決事件）

第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1) 条例を設け又は改廃すること。

(2) 予算を定めること。

(3)・(15) 略

2 略

（専決処分）

第 179 条 普通地方公共団体の議会在り成立しないとき、第 113 条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第 162 条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意については、この限りでない。

2 略

3 前 2 項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

4 前項の場合において、条例の制定若しくは改廃又は予算に関する処置について承認を求める議案が否決されたときは、普通地方公共団体の長は、速やかに、当該処置に関して必要と認める措置を講ずるとともに、その旨を議会に報告しなければならない。

（議会の委任による専決処分）

第 180 条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分することができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2 略

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があ

ると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第 244 条の 4 において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 略

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

### ◎ 人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）（抄）

（委員の推薦及び委嘱）

第 6 条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

2 略

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

4～8 略

### □ 地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づく市長の専決処分事項（平成 17 年 4 月 8 日議決）

議会の権限に属する事項中地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、市長において専決処分することができるものとして、議会の議決により指定を受けた事項

番号	指定事項	議会名	議案番号	議決年月日
1	<u>100 万円以下の損害賠償の額の決定及び和解に関すること。</u>	平成 17 年第 1 回 さくら市議会臨 時会	議員案第 5 号	平成 17 年 4 月 8 日

### □ 地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づく市長の専決処分事項（平成 25 年 9 月 9 日議決）

議会の権限に属する事項中地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、市長において専決処分することができるものとして、議会の議決により指定を受けた事項

番号	指定事項	議会名	議案番号	議決年月日
1	<u>議会の議決を経て締結した工事又は製造の請負契約につい</u>	平成 25 年第 3 回 さくら市議会定 例会	議員案第 2 号	平成 25 年 9 月 9 日

	<u>て、契約金額の 5 パーセント以内に相当する金額 (2,000 万円以下のものに限る。)</u> <u>に係る契約の変更に</u> <u>関すること。</u>			
--	--	--	--	--

改 正 案	現 行
<p>(課税額)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>54万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>54万円</u>とする。</p> <p>3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>19万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>19万円</u>とする。</p> <p>4 略</p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>52万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>52万円</u>とする。</p> <p>3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>17万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>17万円</u>とする。</p> <p>4 略</p>
<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>54万円</u>を超える場合には、<u>54万円</u>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>19万円</u>を超える場合には、<u>19万円</u>)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円)の合算額とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p>	<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>52万円</u>を超える場合には、<u>52万円</u>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>17万円</u>を超える場合には、<u>17万円</u>)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円)の合算額とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p>

改 正 案				現 行			
別表 (第 3 条関係) さくら市行政財産使用料算定基準				別表 (第 3 条関係) さくら市行政財産使用料算定基準			
種類	使用区分	単位	使用料算定方法 (年額)	種類	使用区分	単位	使用料算定方法 (年額)
土地	電柱敷地等として使用させる場合	1 本	電気通信事業法施行令 (昭和 60 年政令第 75 号) <u>第 8 条</u> に規定する額	土地	電柱敷地等として使用させる場合	1 本	電気通信事業法施行令 (昭和 60 年政令第 75 号) <u>第 6 条</u> に規定する額
	略	略	略		略	略	略
略	略	略	略	略	略	略	略
備考 略				備考 略			

さくら市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市道路占用料徴収条例 (平成 17 年さくら市条例第 157 号)

(1/5)

改 正 案				現 行																																																																											
<p>附 則</p> <p>1～3 略</p> <p>4 電気事業法 (昭和 39 年法律第 170 号) <u>第 2 条第 1 項第 17 号</u>に規定する電気事業者 (同項第 3 号に規定する小売電気事業者を除く。) 又は電気通信事業法 (昭和 59 年法律第 86 号) <u>第 120 条第 1 項</u>に規定する認定電気通信事業者 (以下「電気事業者等」という。) から市が徴収する既存占用物件に係る占用料は、当該電気事業者等の支店等ごとに算定するものとし、その額は、第 2 条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる年度の区分に応じ当該各号に定める額とする。ただし、その額が、調整占用料額を超える場合には、当該調整占用料額とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>5 略</p> <p>別表(第 2 条関係) 道路占用料表</p> <p style="text-align: right;">(単位 : 円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>占用物件</th> <th>単位</th> <th>占用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法第 32 条 第 1 種電柱</td> <td>1 本につき 1</td> <td>350</td> </tr> <tr> <td>第 1 項第 1 号に掲げる工作物 第 2 種電柱</td> <td>年</td> <td>540</td> </tr> <tr> <td>第 3 種電柱</td> <td></td> <td>730</td> </tr> <tr> <td>第 1 種電話柱</td> <td></td> <td>320</td> </tr> <tr> <td>第 2 種電話柱</td> <td></td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>第 3 種電話柱</td> <td></td> <td>690</td> </tr> <tr> <td>その他の柱類</td> <td></td> <td>32</td> </tr> <tr> <td>共架電線その他上空に設ける線類</td> <td>長さ 1 メートルにつき 1</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>地下に設ける電線の他の線類</td> <td>年</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>路上に設ける変圧器</td> <td>1 個につき 1 年</td> <td>310</td> </tr> <tr> <td>地下に設ける変圧器</td> <td>占用面積 1 平方メートルにつき 1 年</td> <td>190</td> </tr> </tbody> </table>				占用物件	単位	占用料	法第 32 条 第 1 種電柱	1 本につき 1	350	第 1 項第 1 号に掲げる工作物 第 2 種電柱	年	540	第 3 種電柱		730	第 1 種電話柱		320	第 2 種電話柱		500	第 3 種電話柱		690	その他の柱類		32	共架電線その他上空に設ける線類	長さ 1 メートルにつき 1	3	地下に設ける電線の他の線類	年	2	路上に設ける変圧器	1 個につき 1 年	310	地下に設ける変圧器	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	190	<p>附 則</p> <p>1～3 略</p> <p>4 電気事業法 (昭和 39 年法律第 170 号) <u>第 2 条第 1 項第 2 号</u>に規定する電気事業者 _____ 又は電気通信事業法 (昭和 59 年法律第 86 号) <u>第 120 条 _____</u>に規定する認定電気通信事業者 (以下「電気事業者等」という。) から市が徴収する既存占用物件に係る占用料は、当該電気事業者等の支店等ごとに算定するものとし、その額は、第 2 条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる年度の区分に応じ当該各号に定める額とする。ただし、その額が、調整占用料額を超える場合には、当該調整占用料額とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>5 略</p> <p>別表(第 2 条関係) 道路占用料表</p> <p style="text-align: right;">(単位 : 円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>占用物件</th> <th>単位</th> <th>占用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法第 32 条 第 1 種電柱</td> <td>1 本につき 1</td> <td>360</td> </tr> <tr> <td>第 1 項第 1 号に掲げる工作物 第 2 種電柱</td> <td>年</td> <td>550</td> </tr> <tr> <td>第 3 種電柱</td> <td></td> <td>740</td> </tr> <tr> <td>第 1 種電話柱</td> <td></td> <td>320</td> </tr> <tr> <td>第 2 種電話柱</td> <td></td> <td>510</td> </tr> <tr> <td>第 3 種電話柱</td> <td></td> <td>700</td> </tr> <tr> <td>その他の柱類</td> <td></td> <td>32</td> </tr> <tr> <td>共架電線その他上空に設ける線類</td> <td>長さ 1 メートルにつき 1</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>地下に設ける電線の他の線類</td> <td>年</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>路上に設ける変圧器</td> <td>1 個につき 1 年</td> <td>310</td> </tr> <tr> <td>地下に設ける変圧器</td> <td>占用面積 1 平方メートルにつき 1 年</td> <td>190</td> </tr> </tbody> </table>				占用物件	単位	占用料	法第 32 条 第 1 種電柱	1 本につき 1	360	第 1 項第 1 号に掲げる工作物 第 2 種電柱	年	550	第 3 種電柱		740	第 1 種電話柱		320	第 2 種電話柱		510	第 3 種電話柱		700	その他の柱類		32	共架電線その他上空に設ける線類	長さ 1 メートルにつき 1	3	地下に設ける電線の他の線類	年	2	路上に設ける変圧器	1 個につき 1 年	310	地下に設ける変圧器	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	190
占用物件	単位	占用料																																																																													
法第 32 条 第 1 種電柱	1 本につき 1	350																																																																													
第 1 項第 1 号に掲げる工作物 第 2 種電柱	年	540																																																																													
第 3 種電柱		730																																																																													
第 1 種電話柱		320																																																																													
第 2 種電話柱		500																																																																													
第 3 種電話柱		690																																																																													
その他の柱類		32																																																																													
共架電線その他上空に設ける線類	長さ 1 メートルにつき 1	3																																																																													
地下に設ける電線の他の線類	年	2																																																																													
路上に設ける変圧器	1 個につき 1 年	310																																																																													
地下に設ける変圧器	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	190																																																																													
占用物件	単位	占用料																																																																													
法第 32 条 第 1 種電柱	1 本につき 1	360																																																																													
第 1 項第 1 号に掲げる工作物 第 2 種電柱	年	550																																																																													
第 3 種電柱		740																																																																													
第 1 種電話柱		320																																																																													
第 2 種電話柱		510																																																																													
第 3 種電話柱		700																																																																													
その他の柱類		32																																																																													
共架電線その他上空に設ける線類	長さ 1 メートルにつき 1	3																																																																													
地下に設ける電線の他の線類	年	2																																																																													
路上に設ける変圧器	1 個につき 1 年	310																																																																													
地下に設ける変圧器	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	190																																																																													

さくら市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市道路占用料徴収条例 (平成 17 年さくら市条例第 157 号)

(2/5)

改 正 案				現 行			
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1 個につき 1 年	<u>630</u>	法第 32 条第 1 項第 2 号に掲げる物件	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1 個につき 1 年	<u>640</u>
	郵便差出箱及び信書便差出箱		270		郵便差出箱及び信書便差出箱		270
	広告塔	表示面積 1 平方メートルにつき 1 年	<u>960</u>		広告塔	表示面積 1 平方メートルにつき 1 年	<u>1,100</u>
	その他のもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	<u>630</u>		その他のもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	<u>640</u>
	外径が 0.07 メートル未満のもの	長さ 1 メートルにつき 1 年	13		外径が 0.07 メートル未満のもの	長さ 1 メートルにつき 1 年	13
	外径が 0.07 メートル以上 0.1 メートル未満のもの		19		外径が 0.07 メートル以上 0.1 メートル未満のもの		19
	外径が 0.1 メートル以上 0.15 メートル未満のもの		<u>28</u>		外径が 0.1 メートル以上 0.15 メートル未満のもの		<u>29</u>
	外径が 0.15 メートル以上 0.2 メートル未満のもの		38		外径が 0.15 メートル以上 0.2 メートル未満のもの		38
	外径が 0.2 メートル以上 0.3 メートル未満のもの		57		外径が 0.2 メートル以上 0.3 メートル未満のもの		57
	外径が 0.3 メートル以上 0.4 メートル未満のもの		76		外径が 0.3 メートル以上 0.4 メートル未満のもの		76
	外径が 0.4 メートル以上 0.7 メートル未満のもの		130		外径が 0.4 メートル以上 0.7 メートル未満のもの		130
	外径が 0.7 メートル以上 1 メートル未満のもの		190		外径が 0.7 メートル以上 1 メートル未満のもの		190

さくら市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市道路占用料徴収条例 (平成17年さくら市条例第157号)

(3/5)

改 正 案				現 行					
	外径が1メートル以上のもの		380		外径が1メートル以上のもの		380		
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1年	<u>630</u>	法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1年	<u>640</u>		
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室のもの	階数が1のもの	<u>A×0.005</u>	法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室のもの	階数が1のもの	<u>A×0.004</u>		
		階数が2のもの	<u>A×0.008</u>			階数が2のもの	<u>A×0.007</u>		
		階数が3以上のもの	<u>A×0.01</u>			階数が3以上のもの	<u>A×0.008</u>		
	上空に設ける通路		<u>480</u>		上空に設ける通路		<u>530</u>		
	地下に設ける通路		<u>290</u>		地下に設ける通路		<u>320</u>		
	その他のもの		<u>630</u>		その他のもの		<u>640</u>		
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日	<u>10</u>	法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日	<u>11</u>		
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月	<u>96</u>		その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月	<u>110</u>		
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	<u>96</u>	道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	<u>110</u>
	その他のもの	その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>960</u>		その他のもの	その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>1,100</u>
	標識	1本につき1年	<u>500</u>		標識	1本につき1年	<u>510</u>		
	旗ざお	祭礼、縁日その他の日に催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	<u>10</u>	旗ざお	祭礼、縁日その他の日に催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	<u>11</u>	

さくら市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市道路占用料徴収条例 (平成 17 年さくら市条例第 157 号)

(4/5)

改 正 案				現 行			
	その他のもの	1 本につき 1 月	96		その他のもの	1 本につき 1 月	110
	幕(令第 7 条第 4 号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日の他に際し、一時的に設けるもの	10		幕(令第 7 条第 4 号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日の他に際し、一時的に設けるもの	11
		その面積 1 平方メートルにつき 1 日	96			その面積 1 平方メートルにつき 1 日	110
	アーチ	車道を横断するもの	960		アーチ	車道を横断するもの	1,100
		その他のもの	480			その他のもの	530
	令第 7 条第 2 号に掲げる工作物	占有面積 1 平方メートルにつき 1 年	630		令第 7 条第 2 号に掲げる工作物	占有面積 1 平方メートルにつき 1 年	640
	令第 7 条第 4 号に掲げる工事用施設及び同条第 5 号に掲げる工事用材料	占有面積 1 平方メートルにつき 1 月	96		令第 7 条第 4 号に掲げる工事用施設及び同条第 5 号に掲げる工事用材料	占有面積 1 平方メートルにつき 1 月	110
	令第 7 条第 8 号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの	A×0.019		令第 7 条第 8 号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの	A×0.017
		上空に設けるもの	A×0.024			上空に設けるもの	A×0.02
		地下(トンネルの上のもの	A×0.005				
		の地下を	A×0.008				
		除く。)にもの	A×0.01				
		設けるもの	A×0.034				
		の	A×0.019				
		その他のもの	A×0.014				
	令第 7 条第 9 号に掲げる施設	建築物	A×0.019		令第 7 条第 9 号に掲げる施設	建築物	A×0.017
		その他のもの	A×0.014			その他のもの	A×0.012

さくら市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市道路占用料徴収条例 (平成 17 年さくら市条例第 157 号)

(5/5)

改 正 案				現 行			
令第 7 条	建築物		<u>A×0.024</u>	令第 7 条	建築物		<u>A×0.02</u>
第 10 号	その他のもの		<u>A×0.014</u>	第 10 号	その他のもの		<u>A×0.012</u>
に掲げる				に掲げる			
施設及び				施設及び			
自動車駐				自動車駐			
車場				車場			
令第 7 条	トンネルの上又は高		<u>A×0.019</u>	令第 7 条	トンネルの上又は高		<u>A×0.017</u>
第 11 号	架の道路の路面下に			第 11 号	架の道路の路面下に		
に掲げる	設けるもの			に掲げる	設けるもの		
応急仮設	上空に設けるもの		<u>A×0.024</u>	応急仮設	上空に設けるもの		<u>A×0.02</u>
建築物	その他のもの		<u>A×0.034</u>	建築物	その他のもの		<u>A×0.028</u>
令第 7 条	第 12 号に掲げる器具		<u>A×0.034</u>	令第 7 条	第 12 号に掲げる器具		<u>A×0.028</u>
備考				備考			
1～5 略				1～5 略			
6 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが <u>0.01 平方メートル若しくは 0.01 メートル未満</u> であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに <u>0.01 平方メートル若しくは 0.01 メートル未満の端数</u> があるときは、 <u>その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。</u>				6 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが <u>1 平方メートル若しくは 1 メートル</u> 未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに <u>1 平方メートル若しくは 1 メートル</u> 未満の端数があるときは、 <u>1 平方メートル又は 1 メートルとして</u> 計算するものとする。			
7 略				7 略			

改 正 案				現 行			
別表(第7条関係)				別表(第7条関係)			
(単位:円)				(単位:円)			
使用又は収益の種別		単位	金額	使用又は収益の種別		単位	金額
電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物	第1種電柱	1本につき1年	350	第1種電柱	1本につき1年	360	
			540			550	
			730			740	
	第2種電柱	年	320	第2種電柱	柱	年	320
			500				510
			690				700
	第3種電柱	柱	32	第3種電柱	柱	年	32
			32				32
			3				3
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	2	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	年	2
			310				310
			190				190
	地下に設ける電線その他の線類	1個につき1年	630	地下に設ける電線その他の線類	1個につき1年	年	640
270			270				
960			1,100				
路上に設ける変圧器	使用面積1平方メートルにつき1年	630	路上に設ける変圧器	使用面積1平方メートルにつき1年	年	640	
		630				640	
地下に設ける変圧器	表示面積1平方メートルにつき1年	270	地下に設ける変圧器	表示面積1平方メートルにつき1年	年	270	
		960				1,100	
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	使用面積1平方メートルにつき1年	630	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	使用面積1平方メートルにつき1年	年	640	
		630				640	
郵便差出箱及び信書便差出箱	表示面積1平方メートルにつき1年	270	郵便差出箱及び信書便差出箱	表示面積1平方メートルにつき1年	年	270	
		960				1,100	
広告塔	使用面積1平方メートルにつき1年	630	広告塔	使用面積1平方メートルにつき1年	年	640	
		630				640	
その他のもの	使用面積1平方メートルにつき1年	630	その他のもの	使用面積1平方メートルにつき1年	年	640	
		630				640	

さくら市公共物管理及び使用料条例の一部を改正する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市公共物管理及び使用料条例(平成17年さくら市条例第158号)

(2/5)

改 正 案				現 行					
水道管、 下水道 管、ガス 管その他 これらに 類する施 設	外径が0.07メートル未満のもの		長さ1メートルにつき1	13	水道管、 下水道 管、ガス 管その他 これらに 類する施 設	外径が0.07メートル未満のもの		長さ1メートルにつき1	13
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		年	19		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		年	19
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			28		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			29
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			38		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			38
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			57		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			57
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			76		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			76
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			130		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			130
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			190		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			190
	外径が1メートル以上のもの			380		外径が1メートル以上のもの			380
鉄道、軌道、歩廊、雪よけその他これらに類する施設			使用面積1平方メートルにつき1	630	鉄道、軌道、歩廊、雪よけその他これらに類する施設			使用面積1平方メートルにつき1	640
地下街、 地下室、 通路、浄 化槽その 他これら に類する 施設	地下街及 び地下室	階数が1のもの	ルにつき1 年	<u>A×0.005</u>	地下街、 地下室、 通路、浄 化槽その 他これら に類する 施設	地下街及 び地下室	階数が1のもの	ルにつき1 年	<u>A×0.004</u>
		階数が2のもの		<u>A×0.008</u>			階数が2のもの		<u>A×0.007</u>
		階数が3以上のもの		<u>A×0.01</u>			階数が3以上のもの		<u>A×0.008</u>
	上空に設ける通路	480		上空に設ける通路		530			
地下に設ける通路			290	地下に設ける通路			320		
その他のもの			630	その他のもの			640		

さくら市公共物管理及び使用料条例の一部を改正する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市公共物管理及び使用料条例(平成17年さくら市条例第158号)

(3/5)

改 正 案				現 行					
露店、商 品置場そ の他これ らに類す る施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		使用面積1 平方メー トルにつき1 日	<u>10</u>	露店、商 品置場そ の他これ らに類す る施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		使用面積1 平方メー トルにつき1 日	<u>11</u>
	その他のもの		使用面積1 平方メー トルにつき1 月	<u>96</u>		その他のもの		使用面積1 平方メー トルにつき1 月	<u>110</u>
看板、標 識、旗ざ お、パー キング・ メー ター、幕 及びアー チ	看板 (アーチ であるも のを除 く。)	一時的に設けるもの	表示面積1 平方メー トルにつき1 月	<u>96</u>	看板 (アーチ であるも のを除 く。)	一時的に設けるもの	表示面積1 平方メー トルにつき1 月	<u>110</u>	
		その他のもの	表示面積1 平方メー トルにつき1 年	<u>960</u>		その他のもの	表示面積1 平方メー トルにつき1 年	<u>1,100</u>	
	標識		1本につき1 年	<u>500</u>	標識		1本につき1 年	<u>510</u>	
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1 日	<u>10</u>	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1 日	<u>11</u>	
その他のもの		1本につき1 月	<u>96</u>	その他のもの		1本につき1 月	<u>110</u>		
幕(工事 用板囲、 足場、詰 所その他 の工 事用 施設を除 く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1 平方メー トルにつき1 日	<u>10</u>	幕(工事 用板囲、 足場、詰 所その他 の工 事用 施設を除 く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1 平方メー トルにつき1 日	<u>11</u>		
	その他のもの	その面積1 平方メー トルにつき1 月	<u>96</u>		その他のもの	その面積1 平方メー トルにつき1 月	<u>110</u>		
アーチ	車道を横断するもの	1基につき1 月	<u>960</u>	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1 月	<u>1,100</u>		
	その他のもの		<u>480</u>		その他のもの		<u>530</u>		

さくら市公共物管理及び使用料条例の一部を改正する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市公共物管理及び使用料条例(平成17年さくら市条例第158号)

(4/5)

改 正 案			現 行		
太陽光発電設備及び風力発電設備	使用面積1平方メートルにつき1年	630	太陽光発電設備及び風力発電設備	使用面積1平方メートルにつき1年	640
工事中板囲、足場、詰所その他の工事中施設及び土石、竹木、瓦その他の工事中材料	使用面積1平方メートルにつき1月	96	工事中板囲、足場、詰所その他の工事中施設及び土石、竹木、瓦その他の工事中材料	使用面積1平方メートルにつき1月	110
通路(道路に類するもの以外の公共物)	使用面積1平方メートルにつき1年	126	通路(道路に類するもの以外の公共物)	使用面積1平方メートルにつき1年	126
農地(果樹園)又は採草放牧地		4	農地(果樹園)又は採草放牧地		4
広場、運動場等		30	広場、運動場等		30
砂利	1立方メートルにつき1年	250	砂利	1立方メートルにつき1年	250
栗石		250	栗石		250
砂		210	砂		210
土砂		150	土砂		150
玉石	径が0.15メートルを超え0.3メートル以下のもの	310	玉石	径が0.15メートルを超え0.3メートル以下のもの	310
	径が0.3メートルを超え0.5メートル以下のもの	400		径が0.3メートルを超え0.5メートル以下のもの	400
	径が0.5メートルを超え0.6メートル以下のもの	100		径が0.5メートルを超え0.6メートル以下のもの	100
	径が0.6メートルを超え0.9メートル以下のもの	140		径が0.6メートルを超え0.9メートル以下のもの	140
	径が0.9メートルを超え1.2メートル以下のもの	220		径が0.9メートルを超え1.2メートル以下のもの	220
	径が1.2メートルを超えるもの	※		径が1.2メートルを超えるもの	※
その他産出物	時価を基準にその都度市長が定める額		その他産出物	時価を基準にその都度市長が定める額	
その他のもの	その都度市長が定める額		その他のもの	その都度市長が定める額	

改 正 案	現 行
<p>※ 220円に1.2メートルに0.1メートル又はその端数を加えるごとに50円を加算した額</p> <p>備考</p> <p>1～5 略</p> <p>6 表示面積、使用面積若しくは使用物件の面積若しくは長さが <u>0.01 平方メートル若しくは 0.01メートル</u>未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに <u>0.01 平方メートル若しくは 0.01メートル</u>未満の端数があるときは、<u>その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。</u></p> <p>7 略</p>	<p>※ 220円に1.2メートルに0.1メートル又はその端数を加えるごとに50円を加算した額</p> <p>備考</p> <p>1～5 略</p> <p>6 表示面積、使用面積若しくは使用物件の面積若しくは長さが <u>1平方メートル若しくは1メートル</u>未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに <u>1平方メートル若しくは1メートル</u>未満の端数があるときは、<u>1平方メートル又は1メートルとして</u> _____ 計算するものとする。</p> <p>7 略</p>

さくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文  
 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する条例 (平成 26 年さくら市条例第 23 号)  
 (1/1)

改 正 案	現 行
<p>(受給資格等の確認)</p> <p>第 7 条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、支給認定保護者の提示する支給認定証(支給認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合)あつては、子ども・子育て支援法施行規則(平成 26 年内閣府令第 44 号)第 7 条第 2 項に規定する通知)によつて、支給認定の有無、支給認定子どもの該当する法第 19 条第 1 項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、支給認定の有効期間及び保育必要量等確かめるものとする。</p> <p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第 14 条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 認定こども園(認定こども園法第 3 条第 11 項の規定により公示されたものに限る。次項において同じ。) 幼稚園教育要領(学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 25 条の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。次号において同じ。)及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和 23 年厚生省令第 63 号)第 35 条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針(以下この項において「保育所基準」という。)</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(受給資格等の確認)</p> <p>第 7 条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は_____、支給認定保護者の提示する支給認定証_____</p> <p>_____によつて、支給認定の有無、支給認定子どもの該当する法第 19 条第 1 項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、支給認定の有効期間及び保育必要量等確かめるものとする。</p> <p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第 14 条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 認定こども園(認定こども園法第 3 条第 9 項の規定により公示されたものに限る。次項において同じ。) 幼稚園教育要領(学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 25 条の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。次号において同じ。)及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和 23 年厚生省令第 63 号)第 35 条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針(以下この項において「保育所基準」という。)</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>2 略</p>